

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

川越日高線	路 線 名
川越市連雀町四番九地先から同市連雀町一番一地先まで	供用開始の区間
令和二年五月二十九日	供用開始の期日
平成二十九年九月八日付け 埼玉県川越県土整備事務所長 告示第二十三号で告示した道 路予定区域の供用開始であ る。 延長一七・二三メートル	備 考